

子どもの貧困対策の掲載事業について ※表現は検討中

【施策の方向性】

- 子ども条例を念頭に「子どもの権利が保障され、子どもが幸せに暮らすことのできる社会」を目指し、「子どもの自己肯定感の向上」、「地域支援力の向上」、「深刻な困難を抱える家庭への適切な支援」、「貧困の連鎖の解消」を推進する。

基本施策 1 子どもの権利保障

子ども自身が自分の権利を大切に自己肯定感を持てるよう、また大人は子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、協力して子どもの育ちを支え合えるよう、子どもの権利の啓発や、学習の機会等の活動を行う。

基本施策 2 共働による支援ネットワーク

庁内での連携を図るとともに、各地域におけるコミュニティと連携・共働き、必要な支援へつなげる仕組みを構築する。

基本施策 3 教育の支援

家庭環境に左右されず、子どもたちの学力の保障と教育の機会の均等化を図るべく、学習支援や高校、大学等進学への経済的支援を行い、すべての子どもへ充実した学びを保障する。

①学校教育による学力保障

☆「第3次教育行政計画」重点施策1：「一人ひとりの学びの確保」

②教育費負担の軽減

基本施策 4 生活の支援

貧困状況にある子どもや家庭が社会的孤立を深めることなく、深刻な状態に陥ることがないよう、保護者等の安定した生活や自立に向け、速やかに支援を受けられる体制を整備する。

①保護者と子どもへの生活支援

②妊娠期からの切れ目のない支援

基本施策 5 保護者の就労・経済的支援

生活の基盤を安定的に確保するため、保護者の就労を支援する。また、手当ての支給のほか、各種負担の軽減を図り、最低限の経過基盤や生活の場が保たれるよう支援を行う。

①就労相談や資格取得など、就労支援の充実

②各種手当や医療費助成、就学援助など経済的支援の充実